

■報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道を走行中に発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	町道大井川八木線
概 要	平成28年10月14日午前7時35分頃、昭和小学校及び十川中学校の児童、生徒をスクールバスで輸送中、狭いカーブで対向車と接触し、車体を損傷した。
専決処分日	平成29年2月7日
賠償金額	金47,500円 内訳（車両損害額）
相手方	住所 四万十町大井川2400番地8 氏名 池内 つるみ

町道大井川八木線



本町のスクールバス



損傷車両（相手方）

